



2024年11月18日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 経理部長 山口 和也
(TEL. 03-6458-6913)

ガバナンス委員会の答申書受領のお知らせ

2024年9月11日付け「ガバナンス委員会設置のお知らせ」で公表したとおり、福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）が経営状況を見放して自身の報酬を増額することを要求する、福村氏が当社の取締役会の承認がないまま当社から福村氏の個人名義の銀行口座等に多額の金銭を送金する、福村氏が取締役会の承認がないまま多額のお経費を支出する、福村氏が他の取締役に対して度重なる罵倒、暴言などパワーハラスメントととられる言動をして当社の円滑な業務執行を妨げている事態を生じさせる等があり（以下、福村氏によるこれらの行為を「本件問題行為」といいます。）、当社は、本件問題行為に関する事実調査並びに内部統制システムやコーポレート・ガバナンス体制全般における問題点の検証及び改善策の提言等を受けるため、2024年9月11日、取締役会の諮問機関として外部専門家によって構成されるガバナンス委員会を設置いたしました。

そして、ガバナンス委員会が、本件問題に関する事実の調査を進めていましたが、当社は、2024年11月15日、ガバナンス委員会から答申書を受領し、また、個人情報及び機密情報保護等の観点から、個人名等、部分的な非開示措置を施した答申書を本日受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ガバナンス委員会の調査結果

ガバナンス委員会の調査結果の要旨は次のとおりで、詳細は、添付の答申書を御覧ください。

なお、答申書について、個人情報及び機密情報保護等の観点から、個人名等、部分的な非開示措置を施しています。

(1) 調査結果

- ① 福村氏の取締役会の承認を経ない自己の報酬増額及び流出行為について、福村氏に、善管注意義務及び忠実義務が認められ、1億2060万3336円の返還義務が認められると考えられる。
- ② 福村氏の取締役会の承認を経ない12億円の資金移動及びうち2億円の着服行為について特別背任罪（会社法960条1項3号）が成立し得るし、未返還の1億2000万円について福村氏に不法行為責任が認められると考えられる。
- ③ 福村氏の取締役会の承認を経ない経費支出については、損害賠償責任が認められる可能性がある。
- ④ 福村氏の暴言は、違法な行為と言わざるをえない。

(2) 原因及びガバナンス体制等の問題の分析

- ① 最たる原因は、福村氏のコンプライアンス意識の欠如や経営者としての人格の異常性にあり、福村氏の行っていることの中には、明確な犯罪行為（特別背任罪）に該当するものが含まれていて、暴言等の行為は悪質な人格攻撃、脅迫行為でありパワーハラスメントを越える犯罪行為というべきものが含まれている。
- ② ガバナンスの問題として、取締役会、監査等委員会による牽制機能が脆弱となっていた。

(3) 再発防止策

- ① 福村氏の影響力を排除して（福村氏は直ちに取締役を辞任するべきで、その排除のための必要な措置を講じる必要がある。）、経営体制を見直す必要がある。
- ② 指名報酬委員会を設置し、社外役員を過半数とする
- ③ 取締役会・監査等委員会等によるガバナンス機能の強化
- ④ 役員経費精算のルールの改善と運用の徹底
- ⑤ 企業風土の刷新に向けた役員や管理職以上の社員に対する、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びパワーハラスメント防止に関する研修の継続的な実施
- ⑥ 内部通報窓口の機能充実と周知徹底

(4) 役員に対する責任追及に関する提言

- ① 福村氏に対しては、報酬増額行為、1.2億円の未返還、経費支出について責任追及をすべきであるし、パワーハラスメントを受けた役職員が福村氏に対して責任追及するのであれば支援する必要がある。
- ② 下岡寛氏、福島寧夫氏及び岩田篤氏については、福村氏の行為を止めることができなかったことに鑑みて、一定の処分を検討する必要がある。

2. 当社の対応

当社取締役会は、上記のガバナンス委員会の答申を踏まて、次のとおり決定いたしました。

- ① まず、福村氏に対しては、ガバナンス委員会の提言に従って取締役から解任することにいたしました。

2024年10月21日付け「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、当社は、2024年12月中旬頃に臨時株主総会を開催する予定ですが、福村氏の取締役の解任については臨時株主総会で直ちにお諮りすることができるものであるため、臨時株主総会でお諮りさせていただく予定です。

なお、臨時株主総会の付議議案は決定次第お知らせいたします。

- ② 次に、福村氏に対する責任追及訴訟については、既に訴訟提起していたところです。

この度、経費支出についても、2024年11月18日付け「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ2」のとおり、当社は、福村氏に対して新たに1億7996万円の損害賠償請求する訴訟を提起いたしました。

- ③ 下岡寛氏、福島寧夫氏及び岩田篤氏については、対象者の同意の上で、自主的に報酬を一部減額することを決定いたしました。

(役員報酬減額の内容)

下岡寛氏	代表取締役	月額報酬の20%
福島寧夫氏	監査等委員である取締役	月額報酬の10%
岩田篤氏	監査等委員である取締役	月額報酬の10%

(減額の期間)

2024年12月から3か月

④ その他の事項については、順次、対応してまいります。

3. 今後の見通し

なお、当社取締役会が、皆様に開示すべき事項を決議した場合、適時適切に開示することを予定しています。

以 上

株式会社エルアイイーエイチ

取締役会 御中

調査報告書【開示版】

株式会社エルアイイーエイチ

ガバナンス委員会

委員長 神垣 清水

委員 大下 良仁

委員 森井 じゅん

目次

第1 調査の概要.....	6
1 当委員会設置の経緯.....	6
2 当委員会の役割.....	6
3 当委員会の体制等.....	6
(1) 当委員会の構成.....	6
(2) 調査補助者の選任.....	6
(3) 当委員会の運営に係る方針及び準則.....	7
4 当委員会の目的.....	7
5 本調査の対象期間.....	7
6 本調査の期間及び方法.....	7
(1) 本調査の期間.....	7
(2) 本調査の方法.....	8
ア 関係資料の精査.....	8
イ 社内外の関係者らに対するヒアリングの実施.....	8
ウ 福村氏に対するヒアリング要請.....	8
7 本調査の前提と限界.....	8
第2 当社の状況.....	9
1 当社の概要.....	9
(1) 基本情報.....	9
(2) 沿革.....	9
(3) 事業内容.....	9
ア 食品流通事業.....	10
イ 酒類製造事業.....	10
ウ 教育関連事業.....	10
エ その他の事業.....	11
(4) 当社グループの会社.....	11
(5) 業績の推移（経営成績・財務状態）.....	11
(6) 役員変遷.....	11
(7) 会計監査人の変遷.....	11
2 内部統制及びコーポレート・ガバナンスの状況.....	12
(1) 概要.....	12
(2) 組織図.....	12
(3) 当社における主な会議体.....	13
ア 取締役会.....	13

イ	監査等委員会	14
ウ	リスク管理委員会	14
エ	コンプライアンス委員会	14
(4)	内部監査の状況	14
(5)	会計監査人監査の状況	15
(6)	内部及び外部通報制度	15
第3	調査の結果	15
1	福村氏の役員報酬について	15
(1)	前提事実	15
ア	取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の策定	15
イ	2023年6月29日における株主総会・取締役会での報酬決定に関する委任	16
ウ	2024年3月までの状況	16
エ	2024年6月27日開催の取締役会では代表取締役社長への一任がされなかったこと	16
(2)	事実認定	16
(3)	福村氏以外の取締役の関与（認識・認容の有無）	19
(4)	法的責任	19
2	2024年8月22日の福村氏による12億円の送金について	20
(1)	事実認定	20
(2)	福村氏以外の取締役の関与（認識・認容の有無）	21
ア	下岡氏の関与について	21
イ	その他の取締役の関与について	22
(3)	刑事上の責任	22
(4)	民事上の責任	23
3	経費支出について	23
(1)	前提事実	23
ア	福村氏の経費支出の肥大化	23
イ	当社の経費支出のルールについて	23
ウ	当委員会のスコープについて	24
(2)	事実認定	24
ア	接待交際費について	24
イ	旅費交通費他経費支出について	25
ウ	福村氏の経費支出について	25
エ	福村氏への現金手渡しについて	28
オ	その他（件外事案）	28
(3)	福村氏以外の取締役の関与（認識・認容）	30

ア	下岡氏	30
イ	福島氏	30
ウ	福島氏以外の取締役	30
(4)	会計上の問題	31
ア	会計処理について	31
イ	内部統制上の問題点について	32
(5)	法的責任	34
4	福村氏の罵倒・暴言行為	35
(1)	前提事実	35
(2)	下岡氏に対する暴言等	35
(3)	福島氏に対する暴言等	36
(4)	岩田氏に対する暴言等	36
(5)	福村氏の言動に対する評価	36
ア	違法性の判断基準	36
イ	「①優越的な関係」の認定	37
ウ	「②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」か否かの認定	37
エ	「③業務執行環境が害される」の認定	37
オ	小括	37
第4	原因並びに当社の内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の問題の分析	38
1	各問題行為の真因	38
2	ガバナンスの問題点	38
(1)	取締役会	38
(2)	監査等委員会	39
(3)	内部監査	39
ア	業務監査について	39
イ	内部統制報告制度（J-SOX）について	40
ウ	小括	40
(4)	内部通報制度	40
(5)	代表者印、銀行印の適正な管理	40
第5	再発防止策の提言	41
1	福村氏の影響力の排除・経営体制の見直し	41
2	指名報酬委員会の設置・社外役員の過半数化	41
3	取締役会・監査等委員会等によるガバナンス機能の強化	41
(1)	取締役会への情報共有と情報伝達の改善	41
(2)	監査等委員監査の強化（専門的アドバイザーからの助言）	41
(3)	内部監査体制の強化（人員の増員と専門的アドバイザーからの助言）	42

4	本件を踏まえた個別的な対応	42
(1)	役員経費精算のルールの改善と運用の徹底.....	42
5	企業風土の刷新に向けた役員や管理職以上の社員に対する、コーポレート・ガバナ ンス、コンプライアンス及びパワーハラスメント防止に関する研修の継続的な実施	42
6	内部通報窓口の機能充実と周知徹底	42
第6	役員に対する責任追及に関する提言	43
1	福村氏	43
(1)	本件役員報酬増額等行為	43
(2)	本件出金行為	43
(3)	経費支出	43
(4)	罵倒・暴言等	44
2	福島氏	44
3	岩田氏	45
4	下岡氏	45
5	浪川氏	46
第7	結語	46

第1 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

株式会社エルアイイーエイチ（以下、「当社」という。）において、2024年8月23日に開催された取締役会において、代表取締役であった福村康廣氏（以下、「福村氏」という。）が経営状況を見放して自身の報酬を増額することを要求する、また、福村氏の申請によって当社の取締役会の承認がないままに当社から福村氏の個人名義の銀行口座等に多額の金銭が送金される、取締役会の承認がない多額の経費が支出される、さらに、福村氏の他の取締役に対する度重なる罵倒、暴言などパワーハラスメントととられる言動があり、当社の円滑な業務執行の妨げとなっているなどの事態が生じた（以下、福村氏によるこれらの行為を「本件問題行為」という。）。

当社は、福村氏が当社の代表取締役であったことに加えて当社の総議決権の約4割を保有する筆頭株主であったという資本の力を背景にした言動により、当社の内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスが限界を迎えたといわざるを得ないと判断し、本件問題行為に関する事実調査並びに内部統制システムやコーポレート・ガバナンス体制全般における問題点の検証及び改善策の提言等を受けるため、取締役会の諮問機関として外部専門家により構成されるガバナンス委員会（以下、「当委員会」という。）を設置することとした。

2 当委員会の役割

当委員会の役割は、取締役会の諮問機関として、取締役会の諮問に応じて各事項について審議、検討して取締役会に答申することである。

3 当委員会の体制等

(1) 当委員会の構成

当委員会の体制は、以下のとおりである。

委員長 神垣 清水（日比谷総合法律事務所、弁護士・元検事）

委員 大下 良仁（善国寺坂法律事務所、弁護士・元裁判官）

委員 森井 じゅん（森井会計事務所、公認会計士）

当委員会の委員は、いずれも当社と利害関係を有していない独立した外部専門家である。

(2) 調査補助者の選任

当委員会は、本調査を実施するに当たり、以下の外部専門家を調査補助者として選任した。これらの調査補助者も、いずれも当社とは利害関係を有していない。

弁護士・公認不正検査士 渡辺 治（新樹法律事務所）

公認会計士 佐々木 洋平（佐々木公認会計士事務所）

公認会計士 村田 茂也 (村田茂也公認会計士事務所)

公認会計士 今西 絃子 (今西絃子公認会計士事務所)

公認会計士 川中 宏介 (川中宏介公認会計士事務所)

なお、当社は、当委員会による調査に先立ち、プロアクト法律事務所に所属する弁護士に委託して社内調査を実施していた。

当委員会は、当該、プロアクト法律事務所に所属する弁護士らが収集した資料、当社役職員に対して実施したヒアリングの議事録及びその調査結果をまとめた社内調査メモ等を受領し、これらについても検証対象としている。

当委員会は、社内調査が先行していることやその調査結果を受領することによって、当委員会の独立性・客観性が損なわれる事態は発生しなかったと判断している。

(3) 当委員会の運営に係る方針及び準則

下記4の当委員会の目的のうち、諮問事項(1)~(3)に記載している事項の実施に関して、日本弁護士連合会の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」(2010年7月15日策定、同年12月17日最終改訂)に全面的に準拠して実施されるものではないが、その趣旨を尊重しながら当委員会の独立性・中立性を確保した上で実施した。

4 当委員会の目的

当委員会の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本件問題行為に関する事実調査(必要に応じて件外調査、以下「本調査」という。)、原因並びに当社の内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の問題の分析
- (2) 具体的な再発防止策の検討及び策定
- (3) (1)の結果を踏まえた、福村氏に対する責任追及に関する提言
- (4) 取締役会が行うコーポレート・アクションに関する提言
- (5) その他当委員会が必要と認め取締役会が委嘱した事項

5 本調査の対象期間

本調査の対象期間は、下記第3 3(1)ウのとおり、経費支出の肥大化が確認された2023年4月から2024年6月までである。

6 本調査の期間及び方法

(1) 本調査の期間

当委員会は、2024年9月11日に設置され、2024年11月15日まで調査を実施した。

(2) 本調査の方法

当委員会は、本調査の実施期間において、委員長及び開催日時点の全委員が出席した会議又は web 会議による委員会を適宜開催し、調査計画・方針・手続等を策定すると共に、問題点や調査結果等の検討を行った。

当委員会が実施した調査手続の概要は以下のとおりである。

ア 関係資料の精査

当委員会は、本件問題行為等に関連する可能性がある資料（各種議事録、各取引に関する証憑書類、会計数値データ等）を収集し、その内容を精査・検討した。

イ 社内外の関係者らに対するヒアリングの実施

当委員会は、報告日時点までに、本件問題行為等に関与又はその認識を有している可能性が認められる現在又は過去の当社役職員及び社外の関係者に対し、ヒアリングを実施した。

ヒアリング対象者については、別紙1「ヒアリング対象者一覧」を参照されたい。

ウ 福村氏に対するヒアリング要請

当委員会は、福村氏に対して、本件問題行為等の内容等に関し、ヒアリングの要請をしたものの、残念ながら、同人から回答を得るに至らなかった。

福村氏は、後述するとおり、刑事犯罪に該当するような違法な行為や弁護士による制止警告にもかかわらず、役職員に対する不当な暴言等を繰り返している状況にあって、当委員会は公正で妥当な判断をするため、福村氏による弁明・主張を得るべくメール送信や書面にて、ヒアリング要請を行ったものであり、更には福村氏の代理人弁護士（福村氏・当社間の仮処分事件の訴訟代理人である。）を通じて要請したが、いずれも黙殺されている。

7 本調査の前提と限界

当委員会は、本調査により、調査目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断している。しかし、本調査は、搜索・差押え等の強制的な手段を用いることのできる捜査機関による捜査とは異なり、与えられた時間及び条件の下で、関係者に任意の協力を求めながら資料の収集及びヒアリングを実施し、可能な範囲で必要な調査・検証を実施したものである。

当委員会は、必要な限度で事実関係を調査したが、収集できなかった資料又は事実の中に重要な点が存在し、本報告書に反映されていないことによって、事実認定や評価に変更が生じる可能性がある。また、関係者からのヒアリングについては、その内容の真偽について確認する手段も限定されていることから、本調査において本件問題行為等の全ての内容を特定するには至っていない。

当委員会は、本報告書において、上記の制約・限界下における現時点での見解を述べるものにすぎず、今後の捜査当局の見解や本件問題行為が裁判手続に移行した場合の裁判所の

判断等について保証するものではない。今後、新たに発覚する事実等によっては、本報告書に記載された事実認定や本報告書の結論等が変わる可能性があることについては留意されたい。

よって、当委員会の事実認定は、上記の制約・限界の中で実施した調査結果に基づくものであり、当委員会が収集した以外の情報が存在し、新たな事実関係が発覚した場合に、本調査の結果と異なる結果となる可能性を否定することはできず、調査結果が完全であることを保証するものではない。

さらに、当委員会は、本報告書及び当委員会の調査結果が、当社からの委嘱事項を遂行するために必要な範囲を超えて用いられることを予定していない。したがって、当委員会は、当社からの委嘱事項の範囲内において当社に対し負う責務のほかには、本報告書に記載される内容について、何らの責任を負うものではない。

第2 当社の状況

1 当社の概要

(1) 基本情報

(2024年11月15日現在)

商 号 : 株式会社エルアイイーエイチ
設 立 : 2004年10月1日
本 社 所 在 地 : 東京都中央区銀座八丁目9番13号 K-18ビル7階
上 場 市 場 : 東京証券取引所スタンダード市場
決 算 期 : 3月決算
代 表 者 : 代表取締役社長 下岡 寛¹
資 本 金 : 1億円
従 業 員 数 : 157名² (2024年9月末時点の連結ベース)
事 業 内 容 : 食品流通事業、酒類製造業、教育関連事業、その他(損害保険代理店業、ニッケル事業、不動産事業、リフォーム事業、建築工事業)
監 査 法 人 : KDA 監査法人

(2) 沿革

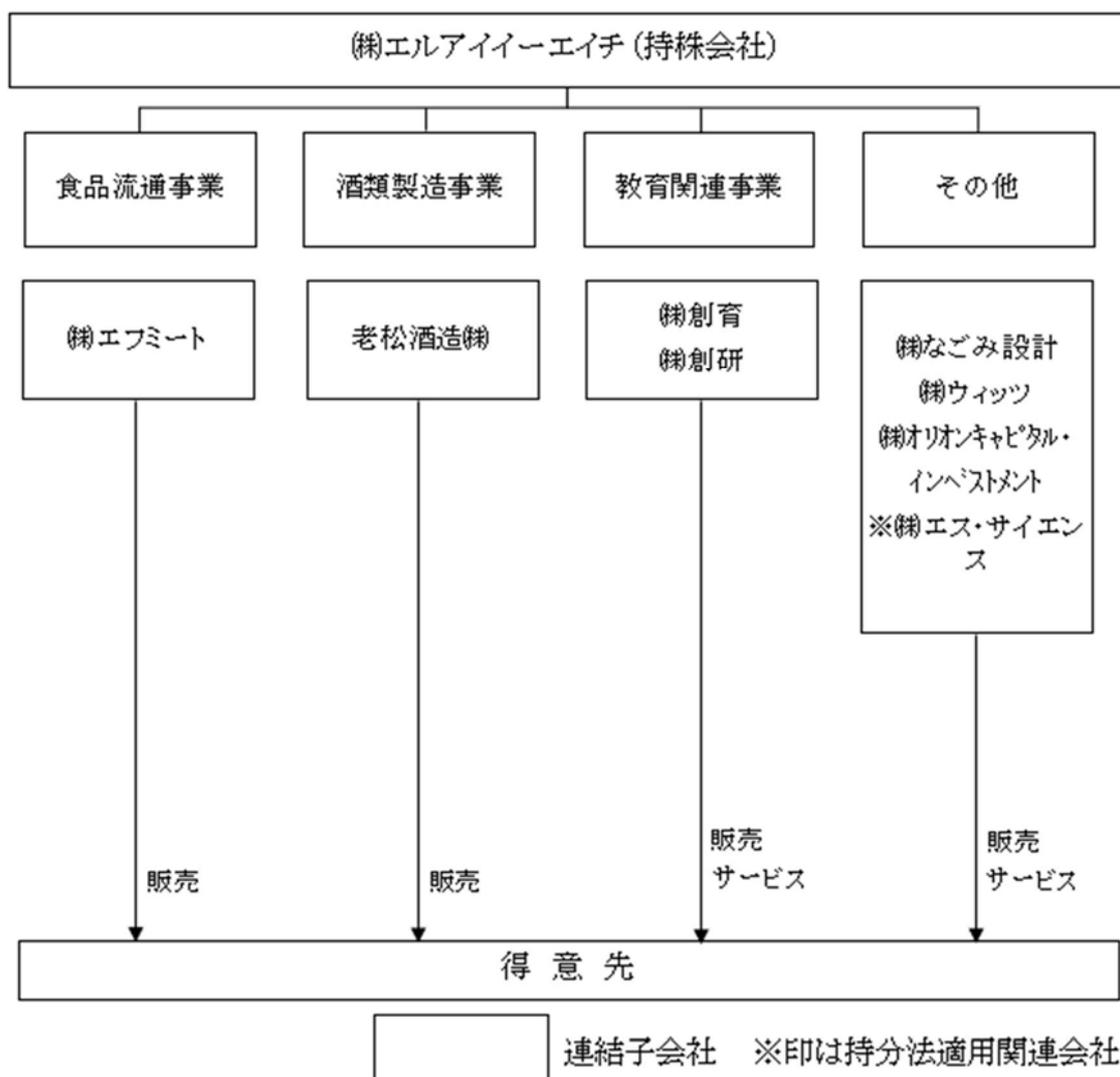
当社の沿革は、別紙2-1のとおりである。

(3) 事業内容

当社及び当社の連結グループ(以下、「当社グループ」という。)の主な事業の概要は、以下のとおりである。

¹ 2024年8月23日付で福村氏より交代した。

² パートタイムの従業員は除いた人員数である。



ア 食品流通事業

子会社である株式会社エフミートが、食肉卸しを行っている。

イ 酒類製造事業

子会社である老松酒造株式会社が、焼酎を主とする酒類の製造販売を行っている。主力ブランドとして、麦焼酎「閻魔」「シン ENMA」「麴屋伝兵衛」、清酒「山水」、リキュール「梨園」を製造している。

ウ 教育関連事業

子会社である株式会社創育、株式会社創研及び株式会社 TransCool が、中学校向けのテスト及び教材の制作販売、授業動画配信を行っている。

エ その他の事業

子会社である株式会社オリオンキャピタル・インベストメントが、損害・生命保険代理業、株式会社なごみ設計が建築工事業を行っている。また、持分法適用関連会社である株式会社エス・サイエンスが、ニッケル事業、不動産事業及びリフォーム関連事業を行っている。

(4) 当社グループの会社

当社グループの会社は、別紙2-2のとおりである。

(5) 業績の推移（経営成績・財務状態）

当社及び当社グループの業績の推移（経営成績・財務状態）は、別紙2-3のとおりである。

(6) 役員変遷

当社の2020年3月期（各期の定時株主総会終了時）以降の役員の変遷は、以下のとおりである。³

氏名	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3
福村 康廣	代表取締役社長				
A ⁴	社外取締役会長				
下岡 寛 ⁵					取締役
	常務取締役				
	取締役				
B ⁶			取締役		
福島 寧夫	取締役（常勤監査等委員）				
	社外取締役（監査等委員）				
	社外取締役（監査等委員）				
C				社外取締役（監査等委員）	
岩田 篤				社外取締役（監査等委員）	

(7) 会計監査人の変遷

当社の会計監査人の変遷は、以下のとおりである。

³ 2024年6月に開催された定時株主総会において、C氏が任期満了により退任し、浪川 裕良氏が取締役監査等委員に選任されている。

⁴ A氏は、2023年12月31日に辞任により退任している。

⁵ 2024年8月に開催された取締役会において、下岡 寛氏が代表取締役社長に選定され、福村氏については代表取締役社長を解職され、取締役となっている。

⁶ B氏は、2023年2月28日に辞任により退任している。

- ・国際第一監査法人⁷
2007年3月期まで
- ・KDA監査法人
2008年3月期から

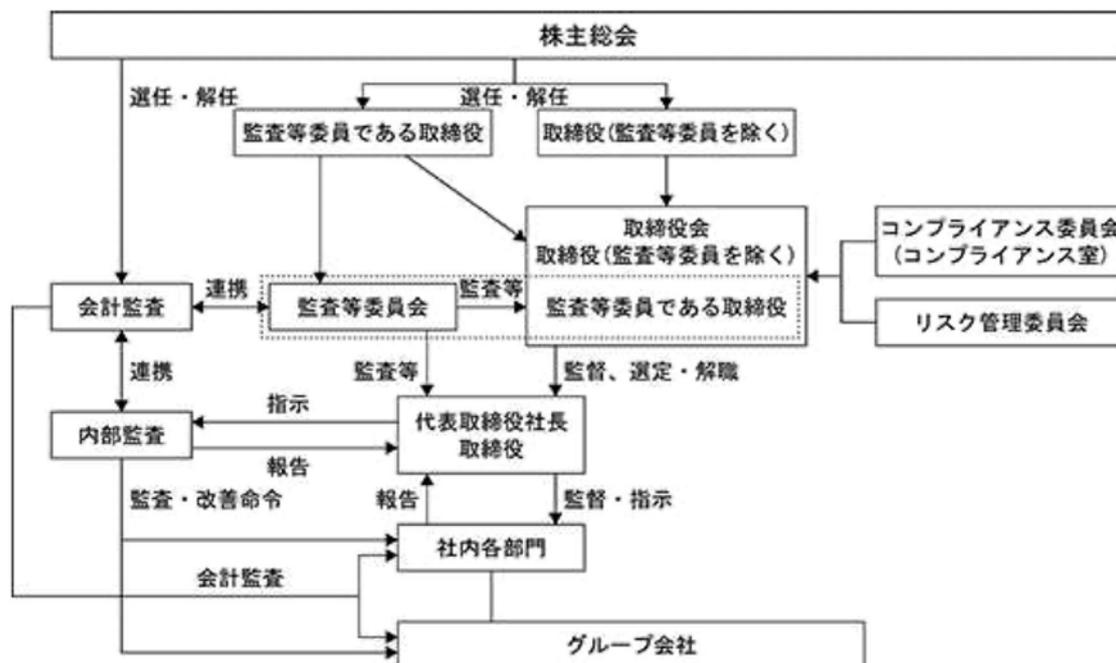
2 内部統制及びコーポレート・ガバナンスの状況

(1) 概要

下記に記載する概要は2024年3月期の有価証券報告書及び社内規程等に基づく記載である。

当社は、2024年11月15日現在において監査等委員会設置会社を採用⁸している。取締役会は5名（うち社外取締役2名）で構成されている。監査等委員会は3名（うち社外取締役2名）で構成されている。

また、当社は取締役会及び監査等委員のほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体が設置されている。当社の2024年3月期有価証券報告書に記載されているコーポレート・ガバナンスの全体図は、以下のとおりである。



(2) 組織図

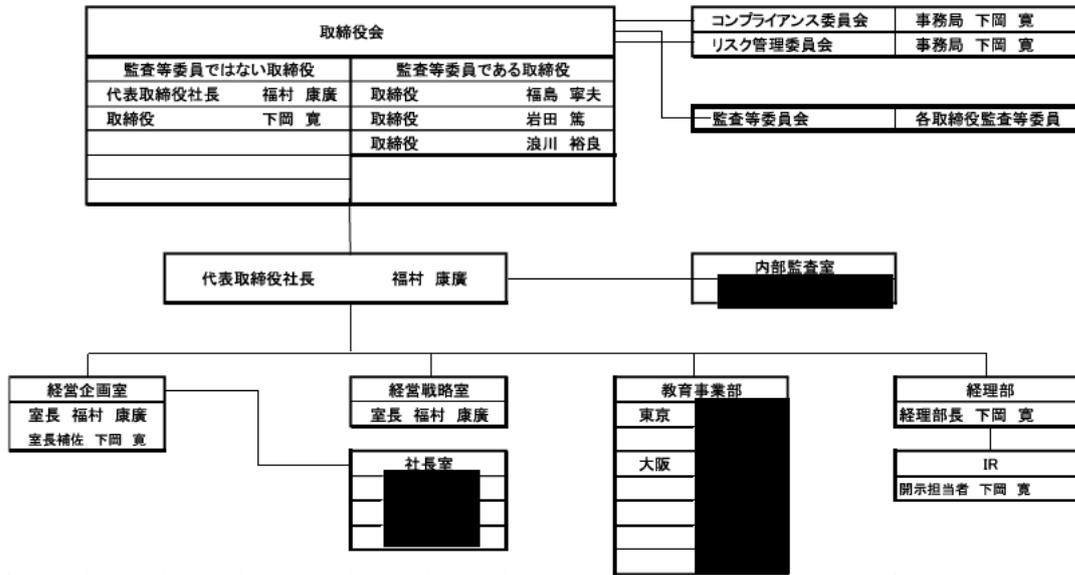
(2024年6月27日時点)

⁷ 2007年3月にKDA監査法人に名称変更している。

⁸ 2016年6月以降、監査等委員会設置会社に移行している。

株式会社 エルアイイーエイチ 組織図

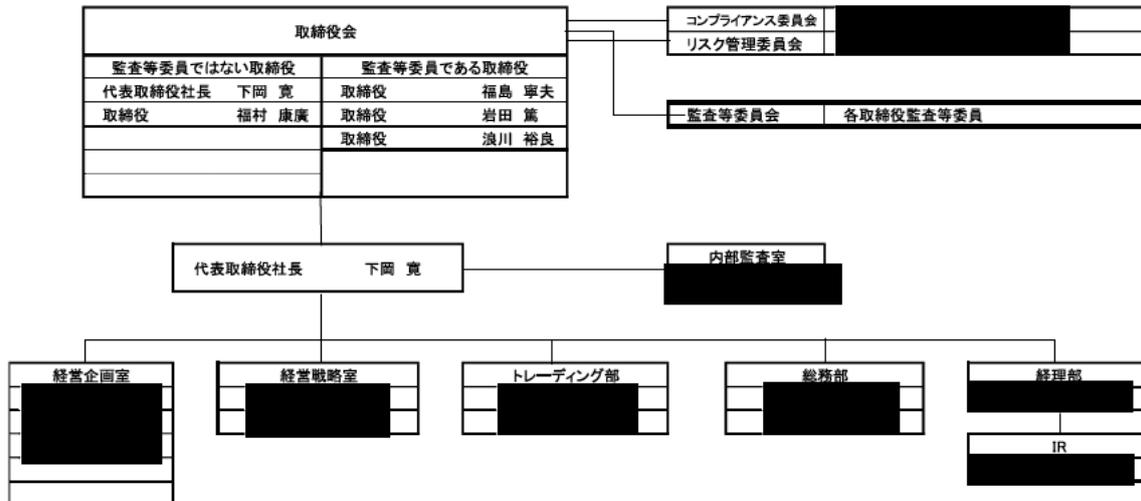
2024.6.27現在



(2024年10月1日時点)

株式会社 エルアイイーエイチ 組織図

2024.10.1現在



(3) 当社における主な会議体

ア 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、業務執行の意思決定機関として、経営に関する基本方針、経営及び業務執行に関する重要事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項等を決議し、法令に定められた事項及び重要な業務執行の状況等につき報告を受けることとされている。

イ 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役 2 名を含む 3 名で構成され、社外取締役 2 名は税理士資格を保有する者を選任しており、常勤監査等委員である取締役が委員長を務めることとされている。監査方針・監査計画に基づき、代表取締役との定期的な意見交換、取締役会や各種委員会等の重要会議への出席、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役との連携、業務・財産の状況等の調査により、取締役の職務執行の監査を行うこととされている。

ウ リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を管理責任者とし、取締役を中心に構成され、当社及び当社グループを対象に定期的にリスク評価及び問題点の把握を行い、リスクの種類に応じた対応計画を策定・推進するとともに、リスクの発生の有無についての監視を行うこととされている。

エ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、企業としての行動基準である「エルアイイーエイチグループ倫理規定規程」、「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンスマニュアル」によれば、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社会倫理・企業倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行うための行動規範を提示するとともに、コンプライアンス委員会及びその運営母体である経営企画室にコンプライアンス室を設置し、内部統制を含むコンプライアンス体制の整備・構築、維持・強化、並びに、当社及び当社グループへの周知徹底を図ることとされている。

(4) 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査室 1 名で組織され、「内部監査規程」によれば内部監査室は当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視することとされている。内部統制の適切性や有効性などに関しては、年間監査計画に基づき定期的に監査を行うとともに、随時必要に応じて臨時に監査を行い、被監査部署に業務改善の提言・勧告を行うこととされている。

内部監査室は、監査結果を代表取締役社長及び取締役会（監査等委員も出席）に報告するとともに、年 1 回、取締役会（監査等委員も出席）に当年度の監査計画及び監査結果を報告し、取締役会の承認を得ることとされている。また、会計監査人との関係においては、適宜、定期的な情報交換や意見交換を行うことにより、緊密な相互関係を構築することとされている。さらに、コンプライアンス委員会に、内部統制構築専門委員会を設置し、内部統制評価を行うとともに、監査等委員との情報交換・連携により監査等委員の機能及び内部統制評価の機能強化を図ることとされている。

2020 年 3 月期から 2023 年 3 月期までの 4 期間の内部統制報告書は、いずれも開示すべ

して決定される。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社及び当社グループ会社の収益実態及び取締役の個人別の業務遂行等から多角的な検討を行うこととされており、当該決定方針は、現在まで踏襲されている。

イ 2023年6月29日における株主総会・取締役会での報酬決定に関する委任

当社では、2023年6月29日、定時株主総会で取締役の報酬限度額を年額3,000百万円以内とする決議がされた。

当社取締役会が同日付けで開催されたところ、そこでは上記株主総会決議を受けて、議案として「取締役報酬の件」が上程されている。

その審議の過程を具体的に述べると、同取締役会で議長を務めた福村氏が、「本年度の各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役社長に一任したいと思います。」と述べて同議案を上程したところ、各取締役とも異議なく同議案は承認可決された。

ウ 2024年3月までの状況

当社は、前期（2024年3月期）連結会計年度において、15億2,500万円の多大な営業損失を計上しており、前々期（2023年3月期）でも営業損失2,100万円を計上していた。2024年3月期末時点で2期を超えて連続で営業損失を計上する等、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する状況にあった。

なお、当社は資金繰りにも窮している状況にあったことから、2023年5月から2024年3月までの福村氏の報酬は0円と決定されていた。

エ 2024年6月27日開催の取締役会では代表取締役社長への一任がされなかったこと

このような状況の下、2024年6月27日の定時株主総会の後に開催された取締役会では、当該年度における各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役社長に一任する旨の決議はされなかった。

(2) 事実認定

上記(1)エのとおり、福村氏は2024年4月から2025年3月までの各取締役の報酬等の決定に関して、取締役会からの一任を受けていなかった。

しかし福村氏は、2024年4月から自らの役員報酬を月額4,000万円に増額し、2024年7月からは1億円に増額した上で、次のとおり2024年4月から7月までの間に自身の役員報酬等として2億2,000万円分を下岡寛氏（以下、「下岡氏」という。）らに指示して支払させた（以下、「本件役員報酬増額等行為」という。）。

(単位：円)

日付	額面金額(A)	税控除額(B)	支給額	実支給額
----	---------	---------	-----	------

			(C=(A-B))	
2024.4.15	40,000,000	17,964,916	22,035,084	0
2024.4.30				2,000,000
2024.5.1				2,000,000
2024.5.10				5,000,000
2024.5.15	40,000,000	17,964,916	22,035,084	
2024.5.17				1,000,000
2024.5.31				1,100,000
2024.6.14	40,000,000	17,964,916	22,035,084	
2024.7.2				22,602,252
2024.7.5				32,433,000
2024.7.12	60,000,000	27,153,916	32,846,084	32,846,084
2024.7.23	40,000,000	18,378,000	21,622,000	21,622,000
合計	220,000,000	99,426,664	120,573,336	120,603,336 ⁹

本件役員報酬増額等行為に関する詳細な経緯としては以下のとおりである。

まず、2024年4月12日、福村氏は、合理的な理由なく自身の報酬を月額4,000万円に増額すると決定して、下岡氏（当時は経理部長であった。）に対し支払実行を命令した。

しかし、当社は、上記（1）ウのとおり、資金繰りにも窮している状況にあり、福村氏に対して月額4,000万円もの報酬を支払える状況になかった。

それにもかかわらず福村氏は下岡氏に対し、自身の月額報酬を4,000万円に増額することを決定したとし、2024年7月に当社完全子会社の株式会社ボン・サンテの株式譲渡代金が入る見込みがあったことから（「子会社の設立、連結子会社間の会社分割及び子会社の株式譲渡に関するお知らせ」と題する適時開示参照）、下岡氏に対し、その譲渡代金が入り次第4月から6月分の報酬の支払を実行するよう命令した。

同年5月1日、福村氏は下岡氏に対し、熊本出張を予定しているところ、出張の際に接待交際費等の支出の予定があること、及び個人でベンツの購入予定があることから、同年4月分の未払報酬のうち合計400万円を支払うよう要求し、下岡氏は福村氏の命令に逆らうことができない立場（業務執行組織における代表取締役と取締役でない経理部長の関係）にあったことから（以下同様）、うち200万円を現金により、残り200万円を振込みにより支払実行した。

同年5月10日、福村氏は下岡氏に対し、同年4月分の未払報酬のうち500万円を支払うよう命令し、下岡氏は現金により支払実行をした。

同年5月17日、福村氏は下岡氏に対し、個人でベンツの購入予定があることから、同年

⁹ Cとの差額3万円は、2024年度税制改正法による所得税の定額減税分。

4、5月分の未払報酬の内金として100万円を支払うよう要求し、下岡氏は100万円を振込みにより支払実行をした。

同年5月31日、福村氏は下岡氏に対し、福村氏自身の成城の自宅の改修工事の予定があることから、同年4、5月分の未払報酬の内金として110万円を支払うよう命令し、下岡氏は110万円を振込みにより支払実行をした。

同年7月2日、福村氏は下岡氏に対し、6月に見込んでいた売上の入金が無かったことから、福村氏自身の4月から6月の報酬を月額2,000万円に減額した上で未払分を支払うよう命令し、下岡氏は、取締役報酬額の決定について代表取締役である福村氏に一任してきた慣行があったことなどから（以下同様）、未払報酬4,890万円（4月から6月分の減額後の報酬6,000万円－既払い分1,110万円）から所得税等を控除した金額（2,260万2,252円）を振込みにより支払実行した。

同年7月5日、福村氏は下岡氏に対し、「8月になれば売上が入る見込みがある。当社はこれだけ稼いでいるのだから、（自身の）4月から6月分の報酬を月額4,000万円に変更した上で未払分を支払うように」と命令し、下岡氏は、未払報酬6,000万円（4月から6月分の変更後の報酬1億2,000万円－既払い分6,000万円）から所得税等を控除した金額（3,243万3,000円¹⁰）を振込みにより支払実行した。

同年7月8日、福村氏は下岡氏に対し、当社従業員D氏（以下、「D氏」という。）を経由して、福村氏自身の7月分以降の報酬を月額6,000万円に増額するよう要求した。同年7月12日、下岡氏は、7月8日の命令に従って、7月分の報酬として6,000万円から所得税等を控除した金額（3,284万6,084円）を振込みにより支払実行した。

同年7月22日、福村氏は下岡氏に対し、再度D氏を経由して、福村氏自身の7月分以降の報酬を月額1億円に増額するよう要求した。同年7月23日、7月22日の福村氏の要求に対し下岡氏がこれを拒否したところ、福村氏は下岡氏に対して「お前は関わらないでいい。Dに振込をさせるからDに振込操作を教えろ。」と命令した。下岡氏は、やむを得ずD氏に振込操作の方法を伝え、D氏の操作により福村氏に対し差額の4,000万円について所得税等を控除した金額（2,162万2,000円）を振込みにより支払実行した。

このように、福村氏が自身の報酬を合理的な理由なく増額し支払実行し続けていたことを踏まえて、2024年8月14日に、福島氏及び下岡氏らは、臨時取締役会を開催し、

- (1) 2024年6月の株主総会にて選任された各取締役の具体的な報酬額の決定については福村氏に委任しておらず、かつ委任しないことを明示的に決定すると共に、
- (2) 福村氏の報酬額を前年度と同額である年額2,300万円とすること、及び
- (3) 2024年4月から7月までの間に当社が福村氏の無効な決定に基づいて福村氏に対し支払った2億2,000万円と2,300万円の差額である1億9,700万円について返還を求めることが、それぞれ承認された。

¹⁰ 月額4,000万をベースに控除を計算しているため、7/12の6,000万の控除後の金額との齟齬がある。

なお、同取締役会では、役員報酬 2,300 万円を月額払いではなく、一括払いとして 1 年分の先払いを行ったと解釈し、既払い分 2 億 2,000 万円から 2,300 万円を控除した額の返還請求を決定している。

(3) 福村氏以外の取締役の関与（認識・認容の有無）

下岡氏は、本件役員報酬増額等行為の不当性を認識した上で、福村氏から 2024 年 7 月 22 日に受けた 1 億円の支払要請に至っては、その支払を拒絶した。

下岡氏の相談を受けた岩田氏も、その支払は止めさせた方がよい旨を述べた。

福村氏及びこれらの取締役以外の取締役については、認識はなかった。

(4) 法的責任

会社法 361 条及び当社定款 28 条は、取締役の報酬等は株主総会決議によって定める旨を定めている。

当社では、2023 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く報酬限度枠につき、年額 3,000 百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額 30 百万円以内）と決議されている。

このように株主総会が取締役の報酬の限度枠を定める決議をし、その枠内で、取締役の個人別の報酬額の決定を取締役会に一任することも適法であり（最判昭和 60 年 3 月 26 日判時 1159 号 150 頁）、なおかつ一度株主総会で限度額を定めれば、限度額を変更しない限り改めての株主総会決議は必要ないと解されている。

こうして 2023 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において年額 3,000 百万円以内という報酬限度額を授権された取締役会は、同日付けで議案として「取締役報酬の件」を審議している。

具体的には、上記 1（1）イのとおり、同取締役会で議長を務めた福村氏が、「本年度の各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役社長に一任したいと思います。」と述べて同議案を上程したところ、各取締役異議なく、同議案が承認可決された。

このように株主総会から取締役の個人別の報酬額の決定を一任された取締役会が、それを特定の取締役に再一任することも適法である（最判昭和 31 年 10 月 5 日集民 23 号 409 頁、最判昭和 58 年 2 月 22 日判時 1076 号 140 頁）。

そのため 2024 年 3 月期における当社の各取締役の具体的な報酬額については、福村氏が決定することができた。

しかしながら、その次年度である 2024 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会に続く取締役会では、取締役の個人別の報酬額の決定は代表取締役社長に再一任されなかった。

この場合、その決定権限を有するのは、当社の取締役会である。当社決裁基準Ⅱ7 も、取締役会が「取締役報酬各人別支給額の決定」について決議する旨を定めている。

したがって福村氏は、同日に代表取締役社長の地位にはあったものの、当社 2025 年 3 月

期の取締役の個人別の報酬額の決定権限を有していなかった。

しかも当社は、前期（2024年3月期）連結会計年度において、15億2,500万円の多大な営業損失を計上しており、前々期（2023年3月期）でも営業損失2,100万円を計上していた。2024年3月期末時点で2期を超えて連続で営業損失を計上する等、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する状況にあった。

継続的な経営不振にあった当社では、福村氏に対して、月額4,000万円であるとか、6,000万円であるとか、あるいは1億円といった、極めて高額な報酬を支払うべき状況にはおおよそなかった。

そうであるにもかかわらず、福村氏は、同期において、何らの正当な権限もないまま本件役員報酬増額等行為を行い、自身の報酬を増額させた。

福村氏は本件役員報酬増額等行為により、自身の前年度や他の取締役にとり比べてもあまりに高額であり、加えて当社の経営状況を全く無視した極めて高額な報酬を得た。

当社はそれにより額面にして2億2,000万円、実支給額として1億2,060万3,336円の、正当な根拠のない役員報酬支払という財産上の損害を被った。

福村氏による本件役員報酬増額等行為は、善管注意義務及び忠実義務（会社法330条及び民法640条、会社法355条）への違反であると共に、福村氏に不当利得（民法703条。かつ、福村氏の悪意は明らかと考えられるため、民法704条の適用もある。）の返還義務が生じるものと考えられる。

2 2024年8月22日の福村氏による12億円の送金について

(1) 事実認定

2024年8月頃、福村氏は、当社がボン・サンテの株式を売却して得た現預金につき、取締役会決議等を経ることなく、これを送金させて得領することを企図した。

しかしながら、その送金のために必要となる当社の銀行印及び通帳は、下岡氏が当社の金庫において管理していた。なお、下岡氏は、その頃、継続的に当社の事務所ではなく、別の場所で稼働していた。

福村氏は、下岡氏の不在により、金庫に保管された当社の銀行印及び通帳を持ち出すことができなかったため、この現預金に手を出すことができなかった。

そこで同月20日、福村氏は、当社が銀行口座を有する[]銀行の銀座支店に赴き、自らが当社の銀行預金を自由に送金するための手段について相談をしたところ、「代表取締役自らが新たな銀行印と当社の登記簿謄本を持参した場合は、新たな銀行印の登録と通帳の作成をした上で、送金手続が可能となること」を知り、翌21日、D氏（福村氏の運転手を務めていた人物である。）に当社の登記簿謄本の取り寄せを、E氏（当社の子会社である老松酒造の取締役である。以下、「E氏」という。）に新たな銀行印の作成をそれぞれ指示した。翌21日、D氏は東京法務局（九段第二合同庁舎）において当社の登記簿謄本を取得し、その取得後、E氏と同行して印鑑屋「[]」で新たな銀行印を作らせた。当該銀行印の

下岡氏は、D 及び E 両名からの情報を受け、福村氏が当社の銀行印や通帳を変更する可能性については認識していたが、D 氏に対して、犯罪であるからやめるように申し入れ、弁護士とも相談してこれを阻止しようとしており、福村氏の行為を黙認・認容したという事実は認定できない。

イ その他の取締役の関与について

下岡氏以外の取締役については、8 月 22 日以前の福村氏の 12 億円の送金行為に関わる動きについては関知しておらず、福村氏が実際に行った 12 億円の送金行為自体にも関与していない。

(3) 刑事上の責任

会社法上、重要な財産の処分には取締役会の承認が必要となる(会社法 362 条 4 項 1 号)。

この重要な財産の処分の基準は、実務的には、総資産の 1%と解されている(東京弁護士会会社法部『新・取締役会ガイドライン〔第 2 版〕』209 頁(商事法務、2016))。

そして当社の 2024 年 3 月 31 日時点の総資産は約 60 億 1,646 万 2,000 円であり、総資産の 1%は 6,016 万 4,620 円であった。

12 億円という本件出金行為は上記の 1%という基準により算出される金額に対して約 20 倍にも上る金額であり、重要な財産の処分(会社法 362 条 4 項 1 号)に該当することは明らかであるところ、当社の決裁基準 XI には、300 万円以上の支出には取締役会決議が必要となる旨が定められている。そうであるにも関わらず、本件出金行為は法令及び社内規程に従った取締役会の審議と決議が一切行われていない。

刑事法上の特別背任罪の観点から検討すると、まず、任務違背性については、法令及び社内規程を遵守し、善管注意義務及び忠実義務に従ってその職務を遂行すべき任務を有していながら、勝手に無断で出金手続きを行ったものであり、その違背性は論を待たない。

次に図利加害目的及び損害の発生については、2 億円を勝手に自身名義の個人口座に振込んで領得して利を図り、同額の損害を当社に生させている。因みに、10 億円は当社名義の証券口座に流入させていることから損害性に問題性があると考えられるので 2 億円に限定して論及した。

以上、福村氏には、特別背任罪(会社法 960 条 1 項 3 号)が成立し得る。

なお、勝手に作り直した銀行印による通帳の再発行した所為は、上記特別背任行為の準備作業の関係にあり、刑事法的には、代表取締役として適正な銀行口座の管理をする立場と権限を濫用し、真実は当社の預金を個人的に領得する目的でありながら、その目的を秘し、紛失したと嘘を言って銀行側を誤信させ、通帳を再発行させたものであり、通帳を詐取したものと評価できる。

(4) 民事上の責任

本件出金行為に係る 12 億円に関し、福村氏は本法令上も社内規程上も必要となる取締役会の承認決議を得ず、何の権限もなく違法に出金を行い、その内の 1 億 2,000 万円については、当社に返還もせずに領得を続け、当社に上記同額の損害を発生させていることから、不法行為責任（民法 709 条）が認められ得る。

3 経費支出について

(1) 前提事実

ア 福村氏の経費支出の肥大化

福村氏は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行することが決定された 2023 年 4 月から 2024 年 6 月まで頻繁に各地方都市に出張しており、これらの出張経費を当社に申請して支払を受けている。

福村氏の申請に基づき、2024 年 3 月期では、53 回、合計 1 億 8,900 万円、2025 年 3 月期（2024 年 6 月までの時点）では、11 回、合計 2,500 万円が当該経費として手渡されている。

イ 当社の経費支出のルールについて

当社の決裁基準（2004/10/1 制定、2019/1/31 最終改訂）によると、一般支出基準として、(1)物品購入等、(2)出張交通費、(3)会議・交際費、(4)小口現金が定められており、いずれも 1 件あたり 300 万円超の支出は取締役会の決議が必要とされている。その他の決裁基準は別紙 3-1 のとおりである。

また、当社の「稟議規程」によると、稟議書による稟議手続は、次のとおりである。

- (1) 起案者は、起案に対しあらかじめ調査研究し、必要に応じ関係者と合議のうえ、所定の稟議書を作成し、起案者欄に捺印しなければならない。
- (2) 稟議書は、1 通を作成し、職制を経て総務部に提出しなければならない。
- (3) 総務部は、稟議書を受け入れたときは、所要の手続きを行ったうえ、これを経営企画室長に提出し、経営企画室長は、これを決裁者の決裁を受けなければならない。
- (4) 緊急事項で文書による決裁を受けられないときは、口頭で指揮を受け、事後文書をもって前各号による決裁を受けなければならない。
- (5) 稟議書は、常勤監査等委員に回付され、常勤監査等委員はこれを閲覧する。
- (6) 決裁済の稟議書は、総務部が保管する。
- (7) 稟議書の内容を変更して決裁されたときは、起案者はその旨を、合議した各長に連絡しなければならない。

ウ 当委員会のスコープについて

当委員会では、2023年4月1日以前に経費支出が肥大化している事実があるかを確認するため、福村氏が主として費消していた接待交際費及び旅費交通費に関して、2018年3月期から2025年3月期（2024年6月まで）の月次推移、売上高に対する比率を分析した。その結果は以下のとおりであり、2018年3月期から2023年3月期までは異常な経費支出の肥大化は認められず、2023年4月から2024年6月までを経費支出に係る調査の対象期間とすることにした。

(単位：千円)

	接待交際費 (税抜)	売上高に 対する比率	旅費交通費 (税抜)	売上高に 対する比率
2018年3月期	18,178	2.70%	5,521	0.82%
2019年3月期	11,603	1.57%	6,680	0.90%
2020年3月期	9,115	1.51%	5,949	0.98%
2021年3月期	4,618	0.52%	4,400	0.50%
2022年3月期	8,383	0.63%	6,289	0.47%
2023年3月期	17,809	3.01%	10,811	1.83%
2024年3月期	139,122	23.20%	20,348	3.39%
2025年3月期 (4月～6月)	14,095	6.70%	4,524	2.15%

(2) 事実認定

ア 接待交際費について

福村氏は、2023年4月から2024年6月までの期間において合計156,182千円(税込)の接待交際費を支出していた。月別の支出額の推移については別紙3-2のとおりである。

なお、福村氏が費消している接待交際費は、主として飲食店(クラブなど)での接待交際費であった。高額な支出を伴う主要店舗ごとの費消状況は別紙3-3のとおりである。

別紙3-3に記載されている飲食店(クラブなど)に係る支出については、全て領収書を確認することができ、また、店舗のホームページにてその実在性を確認できている上、下岡氏、D氏から福村氏に同行していたとの証言を得た。従って、架空の領収書を発行し、架空の経費を支出しているようにみせかけることで、資産の横領をしているということを窺がわせる事実は検出されなかった。

上記飲食に関して付言すると、福村氏は、月に一度当社のコマーシャルの制作を委託している広告代理店である株式会社[]の[]氏や株式会社[]の[]氏を同席させており、翌日にコマーシャルに関する打合せを実施していたとのことである。それ以外(月に一度以外の出張)は、当社従業員であるD氏を同行させ

ていたとのことである。

なお、飲食の参加者の氏名または名称及びその関係、参加者の人数などの情報は、小口経費申請書や領収書において記載がなされていなかった。

イ 旅費交通費他経費支出について

福村氏は、2023年4月から2024年6月までに合計7,971千円（税込）の旅費交通費及び合計1,732千円（税込）のその他経費を支出していた。月別の支出額の推移については別紙3-4のとおりである。

なお、旅費交通費については、大阪、熊本、札幌、鹿児島等への出張に係る旅費（飛行機、新幹線、宿泊代など）であり、その他については、会議会合費や消耗品等に係る支出であった。

ウ 福村氏の経費支出について

福村氏は、経費申請をする際には、出張で使用した経費支出に係る領収書を持参して下岡氏に渡し、下記エで記載しているようにまとまった額の現金を受け取っており、取締役決議や稟議申請などの社内ルールを逸脱した処理を行っていた。

① 当委員会が調査した結果、1件300万円を超過する経費支出は以下のとおりである。

勘定科目	取引日	税込金額 (単位：円)	摘要
接待交際費	2023/4/3	3,466,100	
接待交際費	2023/4/17	3,435,300	
接待交際費	2023/5/8	3,014,000	
接待交際費	2023/5/15	3,000,300	
接待交際費	2023/6/19	3,017,900	
接待交際費	2023/7/18	3,019,500	
接待交際費	2023/8/21	3,133,100	
接待交際費	2023/8/28	3,017,600	
接待交際費	2023/9/4	3,643,200	
接待交際費	2023/9/25	3,111,900	
接待交際費	2023/10/16	3,093,780	
接待交際費	2023/10/30	3,004,030	
合計額		37,956,710	

② 当委員会が調査した結果、二重払いの疑義のある経費支出は以下のとおりである。

勘定科目	取引日	税込金額 (単位：円)	摘要
接待交際費	不明	67,100	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/9/29	2,000	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/10/4	1,530	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/10/19	1,250	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/10/24	1,800	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/10/30	1,830	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
会議会合費	2023/10/31	1,100	領収書なし。 同日に同額の計上あり。
接待交際費	2024/3/6	88,350	■■■■■■■■■■ 領収証と明細での二重計上の疑義。
接待交際費	2024/3/13	76,400	■■■■■■■■■■ 領収証と明細での二重計上の疑義。
接待交際費	2024/4/4	77,280	■■■■■■■■■■ (4/4・4/5 宿泊代)。 領収証なし。 同日に同額の旅費交通費あり。
合計額		318,640	

③ 当委員会が調査した結果、根拠資料（領収書等）が見当たらない・金額誤り・経費計上漏れの疑義のある経費支出は以下のとおりである。

勘定科目	取引日	税込金額 (単位：円)	摘要
会議会合費	2023/10/20	1,950	領収書なし。
会議会合費	2023/10/30	1,201	領収書なし。
事務消耗品	2023/10/30	738	領収書なし。
領収書なし計		3,889	
旅費交通費	2023/6/19	44,300	■■■■■■■■■■ (6/19 から

			6/20)。 領収書記載金額は、43,300 円。
会議会合費	2023/10/18	1,000	同日に「 XXXXXXXXXX 」の領収書 2,000 円あり。
会議会合費	2023/10/19	0	XXXXXXXXXX 。領収書はあるが、経費 として会計処理されていない。 領収書記載金額は、1,540 円。
会議会合費	2024/4/25	1,990	XXXXXXXXXX XXXXXX 。 正しい金額は、1,900 円。
旅費交通費	2024/4/24	0	タクシー代 (XXXXXXXXXX)。 領収書はあるが、経費として会計 処理されていない。 領収書記載金額は、2,900 円。
金額相違計		47,290	
合計額		51,179	

④ 当委員会が調査した結果、業務関連性に疑義のある個人的（プライベート）な経費支出は以下のとおりである。

勘定科目	取引日	税込金額 (円)	支出内容
事務消耗品	2023/6/13	3,168	XXXXXXXXXX トートバック代。
接待交際費	2023/6/15	22,000	XXXXXXXXXX カバン代。
会議会合費	2023/6/15	3,960	XXXXXXXXXX キーリング代。
事務消耗品	2023/6/18	2,850	XXXXXXXXXX ペットシート薄型。
事務消耗品	2023/7/20	6,943	XXXXXXXXXX サプリメント代
接待交際費	2023/7/24	328,900	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 商品代。
会議会合費	2024/2/13	2,200	XXXXXXXXXX 時計修理代。
合計額		370,021	

エ 福村氏への現金手渡しについて

福村氏は2023年9月末までは自らの立替払いにより使用した領収書を下岡氏に渡し、まとまった額の現金を受け取り、差額を月末に精算していた。2023年10月以降、福村氏は、下岡氏に命じて出張などがあるごとに現金を金融機関から引き出させたうえで下岡氏から手渡しにより現金を受け取っていた。領収書については下岡氏に渡すが、多めに預かった領収書記載金額の差額についての精算は行わなくなった。この際、下岡氏は四半期ごとにその差額を集計し、福村氏への仮払金として帳簿上計上していた。

会計帳簿に記載された福村氏への経費仮払と預金通帳に記載された引き出し額のうち、預金出納帳から税金の振替支払と記載のあるものを除いた小口現金補充用の回数、金額の状況は以下のとおりである。

期間	仮払管理簿上の回数	仮払管理簿上の金額 (単位：千円)	預金通帳上の現金引出回数	預金通帳上の現金引出金額 (単位：千円)
2023年4月から 9月末	29	113,371	21	98,000
2023年10月から 2024年3月末	24	70,505	22	66,800
2024年3月期 小計	53	187,876	43	164,800
2023年4月から 2024年6月末	11	25,000	11	25,000
合計	64	212,876	54	189,800

上表から、2023年4月から9月末の期間においては福村氏の領収書持ち込みによる月末精算による運用であったため福村氏への現金手渡しと預金口座からの現金の引出回数、金額に差が出ることは不自然ではなく、その後の期間においては福村氏への現金仮払と預金口座の引き出しに関する回数、金額に大きな差がないことから現金を引き出して福村氏に仮払する運用となったことが窺える。

オ その他（件外事案）

当社は経費支出に関する問題は福村氏による内部統制の無効化にあると考え、本件経費支出と類似の性質を有する経費等の支出がないかの確認を目的とした件外調査を行った。

なお、件外調査の範囲の考え方について検討したところ、関係者ヒアリングにおいて、福村氏の内部統制の無効化事案については事後的に臨時取締役会決議を経たという履歴を作成するために臨時取締役会議事録を作成したとの証言を得た。そのため、調査対象期間における臨時取締役会議事録の全ての議案について件外調査の対象とした。

① 当社における教育事業部への投資支出

当社の連結子会社である株式会社創育及び株式会社 TransCool において中学校向けテスト及び教材の制作販売、授業動画配信などを行っている。一方で、当社の教育事業部においても多額の投資がなされているが、当該投資については取締役会決議を経ずに福村氏の独断により行われた。2023年4月から2024年6月までの支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	金額 (税抜)	支出内容
広告宣伝費	357,809	全国向けコマーシャル関連費用。
教材制作関連費	471,446	動画配信授業のための教材制作費用及び動画制作費用。
合計額	829,256	

② 高額車両の購入

臨時取締役会議事録によれば、以下の高額車両を購入している¹¹。

(単位：千円)

決議日	使用開始日	車種	金額 (税抜)
2022年8月1日 ¹²	2023年5月17日	■■■■■	58,391
2023年2月6日	2023年3月31日	■■■■■	51,369

車両現物は会社名義として所有又は売却されており、当初■■■■■は大阪市で使用し、■■■■■は東京都で使用する予定であったとのことである。現在は、■■■■■は東京本社に置かれており、■■■■■は売却途中で業者に預けられている。

③ エステ事業開始の件

2023年1月6日付で記載されている臨時取締役会議事録によれば、エステ事業を当社連結子会社であった株式会社ボン・サンテ¹³において開始することが決定された。

同事業に関連する決議が臨時取締役会議事録によれば、収益及びコスト面を考慮して当社事業から切り離すために福村氏に事業譲渡する旨、事業譲渡日は2023年1月1日とし譲

¹¹ 固定資産台帳より抜粋して作成した。

¹² 決議日と使用開始日の期間のズレは個別受注品のため車両納期が長期にわたることによる。

¹³ 株式会社ボン・サンテについては株式会社■■■■■へ2024年7月1日に全株式を譲渡しており、報告日現在においては当社連結子会社会社ではない。

渡代金は約 56,000 千円と想定される旨、それ以降発生する内装工事費等についても譲渡代金に含め同年 3 月 31 日をもって事業譲渡金額を確定させ、別途事業譲渡契約を締結する旨、12 月までに掛かった経費約 9,000 千円については譲渡代金の返済後に福村氏個人として順次返済する旨の記載がある。

これにつき、下岡氏によれば、福村氏の個人的な発案による事業であり、結果的にうまく軌道に乗らず責任を福村氏自身がとることとしたとの経緯であったとのことで、上記に記載されている内容と証言に乖離はない。なお、上記に関して、当社と福村氏の間での事業譲渡契約書は作成されているものの、金銭消費貸借契約書等は作成されていない。

④ その他

臨時取締役会議事録は後日に作成され、実質的な決議が行われていないことから、臨時取締役会にて決議されている事項について内容把握を行った。臨時取締役会議事録上は、いずれも出席者全員の同意をもって決議されている。

その他の決議事項については主として取締役会決議の必要な意思決定に関する手続瑕疵の治癒を目的としたもので、本件経費支出と同質のものとは認められなかった。決議事項一覧については別紙 3-5 のとおりである。

(3) 福村氏以外の取締役の関与（認識・認容）

ア 下岡氏

本経費支出について、福村氏が指示を行い、経理部門（担当は下岡氏）に実行させたのであるが、当時下岡氏は取締役の地位にはなかったことを踏まえると、下岡氏は取締役として本経費支出に関与していたとは認められない。

イ 福島氏

福島氏は、福村氏の「接待交際費」の支出内訳・明細についての詳細については、経費支出内容の適正性等の確認を会計監査人に委ねており、時には（第三者的な立場であることを踏まえて）福村氏への個別の指摘を依頼することもあった。そのため、監査等委員として個別の項目に関する詳細な監査は実施していなかったこと及び接待交際費等の支出も社内規定に基づき 300 万円を超えるものは取締役会での承認事項となること取締役会の承認という社内規定に反しての支出がなされていたことの認識がなかったことから、福村氏の不適切な接待交際費等の経費支出に関与はしていたとは認められない。

ウ 福島氏以外の取締役

岩田氏・浪川氏は、専ら取締役会に参加し、福島氏から情報を連携される立場にあったことから、福島氏と同様に福村氏の不適切な接待交際費等の経費支出に関与していたとは認められない。

(4) 会計上の問題

ア 会計処理について

① 福村氏の接待交際費、旅費交通費、その他の経費申請（本件事案）

企業は、特に上場会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理を実施する必要があるが、経費について包括的な会計基準は設定されていないが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を構成する企業会計原則において、費用収益対応の原則が定められており、「費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。」とされている。すなわち、経費とは、事業において収益を得る目的で使用した費用を指すものと解される。当然のことながら、個人的（プライベート）な支出は会社の経費としては認められないこととなる。

当委員会の調査により、個人的（プライベート）な経費支出である疑義があるものは第3 3（2）ウ④のとおりであり、会社の経費として認められないため、福村氏に対する立替金として処理することを検討するべきである。

なお、以下の経費支出について、KDA 監査法人からの指摘により、個人的（プライベート）な支出であり、会社の経費として計上することは妥当でないことから、接待交際費から立替金に振り替える会計処理が既に行われている。

勘定科目	取引日	税込金額 (円)	支出内容
接待交際費	2023/5/1	231,660	██████████、ドレス代。売場3階は婦人服・化粧品売り場 →後日、立替金に振替。
接待交際費	2023/5/2	4,588,000	██████████（鞆と財布）。 →後日、立替金に振替。
接待交際費	2023/6/6	2,750,000	スーツ代。 →後日、立替金に振替。
接待交際費	2023/9/4	1,171,500	██████████、美容クリニック代。→後日、立替金に振替。
立替処理合計		8,741,160	

また、経費支出の中で二重払いの疑義のある経費支出及び根拠資料（領収書等）が見当たらない経費支出、金額誤り・経費計上漏れの疑義のある経費支出は第3 3（2）ウ②及び③のとおりであり、会計処理において誤謬が生じている疑義があるため、会計処理の訂正を

検討すべきである。

それ以外の経費支出に関して、明らかに業務関連性のない個人的（プライベート）な経費支出は検出されなかった。

② 当社における教育事業部への投資支出（件外事案）

当社の連結子会社である株式会社創育においては東京都・神奈川県において中学生向け教材の販売実績があり、それを全国展開するための投資支出である。一方で現在まで当社における教育事業部において売上高が計上された実績がない点について、事業として軌道に乗せることは困難であったと言わざるを得ない。ただし、業務関連性がないとはいえないため経費性が否認されることはなく会社の過年度の費用処理が否定されるものではない。したがって、会計処理の訂正の必要はない。

③ 高額車両の購入（件外事案）

高額品ではあるものの、特段業務関連性が否定されるものでないことから、車両として固定資産計上され、減価償却を通じて費用化されるという会計処理が行われているという会社の会計処理は妥当であり、会計処理の訂正の必要はない。

④ エステ事業開始の件（件外事案）

当該事業にかかる支出は福村氏への貸付金として計上されており、会計処理の訂正の必要はない。

⑤ その他（件外事案）

臨時取締役会にて決議されている事項は、別紙3-5のとおりであるが、いずれも必要な決議手続の瑕疵を治癒するためのものであるため、会計処理の訂正の必要はない。

イ 内部統制上の問題点について

① 福村氏の接待交際費、旅費交通費、その他の経費申請（本件事案）

1件あたり300万円超の経費支出は第3-3（2）ウ①のとおりであり、当社の決裁基準によれば、取締役会決議が必要とされているところ、当該意思決定における内部統制上の問題があると認められる。また、1件あたり300万円以下の経費支出について、代表取締役（金額が僅少なものは担当取締役）決裁となっているところ、福村氏が申請した経費支出について自らが承認するという自己承認になっている点、稟議手続が必要な経費支出について稟議手続が実施されていない点において、内部統制上の問題があると認められる。

② 当社における教育事業部への投資支出（件外事案）

当該事業投資については取締役会決議を経ていない。当社の決裁基準によれば、「既存事業の拡張・縮小・整理」については取締役会決議が必要とされているところ、当該意思決定における内部統制上の問題があると認められる。

③ 高額車両の購入（件外事案）

当該固定資産取得については、事実上、適切な取締役会決議を経ておらず、下岡氏によれば、福村氏の意向により取得されたものとのことである。臨時取締役会議事録が上表各日付で作成され保管されているが、下岡氏によれば臨時取締役会は事後的に監査人等の指摘により作成したものであり、かつ、社外取締役である C 氏、岩田氏の 2 名からは押印が取得できないとの想定のもと議事録には欠席と記載された。臨時取締役会議事録の押印状況を確認したところ、当決議においては福村氏、A 氏、福島氏、B 氏の 4 名の押印のみが確認された。■■■■■■■■■■の購入決議時において B 氏は取締役ではないため、福村氏、A 氏、福島氏の 3 名の押印のみが確認された。

当社の決裁基準によれば、10 万円超の固定資産の取得時には取締役会決議が必要とされているところ、当該意思決定における内部統制上の問題があると認められる。

④ エステ事業開始の件（件外事案）

臨時取締役会議事録が 2022 年 8 月 1 日付で作成され保管されているが、下岡氏によれば臨時取締役会は事後的に作成したものであり、かつ、社外取締役である C 氏、岩田氏の 2 名からは押印が取得できないとの想定のもと議事録には欠席と記載され、福村氏、A 氏、福島氏、B 氏の 4 名の押印のみが確認された。決議内容は新規事業としてエステ事業を銀座にて開始するとの記載であった。

事実上、適切な取締役会決議を経ておらず、下岡氏によれば、福村氏の意向により事業が開始されたものとのことである。当社の決裁基準によれば新規事業計画については取締役会決議が必要とされているところ、当該意思決定における内部統制上の問題があると認められる。

⑤ その他（件外事案）

臨時取締役会議事録の取り扱いについては上記②から④について同様であり、事実上、適切な取締役会決議を経ていない。

「資金の借入、貸付及び債務保証行為」、「剰余資金の運用」などについては、当社の決裁基準によれば取締役会決議が必要とされているところ、当該意思決定における内部統制上の問題があると認められる。

子会社への経営指導料の金額変更、個別の広告宣伝など業務の執行状況や重要な契約の締結に関しては決裁基準においても報告事項と定められており、取締役会に報告されていなかったことについては内部統制上の問題があると認められる。

(5) 法的責任

福村氏は、上記3(2)ウ④のとおり、業務関連性に疑義のある370,021円の個人的経費支出を行っている。

なおかつ当社は、過去に監査法人から、8,741,160円が個人的経費支出である旨の指摘を受けたため、それを接待交際費から立替金に振り替える会計処理が行われている。事後的には会計的な修正が行われたとしても、当該支出に関する福村氏の法的責任が遡って免責されることはない。

これらの支出については、福村氏が当社財産を何らの正当な権限もなく自身の利益のために恣意的に費消したものとして、福村氏に責任が認められ得る。

加えて当社では、福村氏が費消した318,640円及び51,179円につき二重払い等の不正支出が行われている可能性もあり、その場合には福村氏の責任が認められる可能性がある。

更に当社では、1件あたり300万円超の経費支出については取締役会決議が必要とされている。しかしながら福村氏は、必要な決議を経ずに高級クラブ等において合計37,956,710円を接待交際費として費消している。

接待交際費は、私的又は不透明な支出に繋がりがねない危険のある費用であり、上場会社の代表取締役であるからこそ、その法令及び社内規程に従った厳正な支出管理が必要なはずである。しかしながら福村氏はそれを怠り、必要な取締役会決議を経ず、安易にこれらの支出を行っている。

ほかにも福村氏は、教育事業部への投資費用として8億2,956万円、高額車両の購入費用として5,839万円及び5,136万円、エステ事業開始の譲受代金として約5,600万円のほか、上記各記載のとおり資金の借入、貸付及び債務保証行為及び剰余資金の運用についても、実質的な取締役会決議を経ずに支出をしている。

「実質的な」というのは、各支出のいずれもが福村氏の独断によりながらも、形式のみ糊塗するため、バックデートによる取締役会議事録が作成されている場合があるという趣旨である。

これらの支出につき、経理上の処理としては業務関連性が認められるとしても、福村氏は法令又は社内規程に基づけば必要であるはずの取締役会決議を経ていないのであるから、そのことにより福村氏に生じる法的責任については別論となり得る。

これらの支出にあたって取締役会決議が必要とされる趣旨は、その支出が真に当社にとって必要なものか、支出の見返りとしての利益が得られそうなのか、あるいは支出により損失が生じる危険はないかといった諸点につき、経営判断の観点も含め、支出の事前段階において、複数の役員が目線を交えた検証を行い、もって当該支出の可否につき取締役会に慎重な判断をさせるためであるはずである。

しかしながら福村氏は、取締役会決議を経ずに上記支出を行っているのであるから、その支出の必要性等について取締役会による何らの検証も行われていない。

福村氏はこれにより、当社取締役会の承認を得ない経費支出をしており、善管注意義務・忠実義務違反又は不法行為責任が認められる可能性がある。

4 福村氏の罵倒・暴言行為

(1) 前提事実

2024年7月2日、福村氏は、下岡氏に対し、[]株式会社や株式会社 [] []等の複数の銘柄の株式を購入するために、当社の銀行口座内の金銭を F 株式会社の当社管理口座に 30 億円を送金するよう指示した。これに対し下岡氏は「送金するためには取締役会決議が必要なので、別途書面決議の提案をして欲しい」旨述べ取締役会の承認決議を取得するように申し入れた。

2024年7月3日、福村氏から、当社の資金 30 億円をもって株式を購入することの承認を求める取締役会書面決議の提案があった。これに対し、福村氏以外の取締役全員が当社の経営状況を見越した提案であると判断し、反対の意見を表明し当該提案に同意しなかった。福村氏は、翌7月4日及び同月19日にも再度同じ内容である 30 億円をもって株式を購入することを求める取締役会書面決議の提案を行い、いずれも福村氏以外の取締役の同意が得られなかったことから福村氏の当該提案は否決された。福村氏は、自己が提案する株式購入について他の取締役の承認が得られないことに憤慨し、他の取締役に対して暴言等を行うようになった。

福村氏の発言やメッセージの内容の詳細は、以下で詳述するが、福村氏の各取締役に対する上記言動は、以下のとおり類型化される。

- ① 福村氏が提案した 30 億円の株式購入に反対した行為が、(ア) 会社に対する背任罪を構成とするとして逮捕、起訴、有罪（懲役 7 年又は 3 年等の実刑）となること又は財産が没収されることの指摘、又は (イ) 民事上の損害賠償請求を行うことの指摘。
- ② 各取締役が逮捕されること等を前提とした家族（ [] を含む）、親戚等への害悪の告知。
- ③ マスコミや [] を利用して情報を拡散する旨の告知。
- ④ 福村氏が、当社の大株主であること等を背景とした、取締役の解任、報酬の減額及び顧客を奪う等の営業妨害の告知。
- ⑤ 「阿保」、「犯罪者」、「馬鹿」、「能無し」、「地獄で悶え苦しむ」、「死ぬ」、「仕事できない」、「能のない」、「能力がない」、「人間のクズ」等の精神的な攻撃と言える発言。
- ⑥ その他、上記①乃至⑤には類型化できないが不適切な言動。

以下、当委員会にて認定した事実と、上記類型に基づいて行った評価を記載する。

(2) 下岡氏に対する暴言等

福村氏は、2024年7月19日、下岡氏に対して、福村氏が提案した株式の購入議案を取

締役会にて否決した後のやり取りにおいて、「おい、このくそガキ！ぜったい許さんけんね、よお覚えとけ。10月15日までほったらかすたい。よお否決したね、この馬鹿が。」「よく覚えておけね。このくそガキ！ぶっ殺すぞおめえ」「徹底してお前をつぶしてやるけん。インチキする男だからなあ。インチキ男。」との発言を対面で行った。

上記の発言のほか、福村氏は、下岡氏に対して、別紙4-1のようなメッセージを送付した¹⁴。

(3) 福島氏に対する暴言等

福村氏は、福島氏に対して、「下岡についでいて、会社の利益を毀損したと[]法律事務所というからお前も逮捕されるようにことを勧める、テレビにも出るから、家族も親戚も悲しむぞ、お前は2番手だから、恐らく起訴はされないだろう。まあ逮捕は免れないから覚悟しとけよ！お前の人生は、終わったなあ。何もできない、しないお前に給料を払い続けた、会社の損害は億にもものぼる。それなのにこの様な仕打ちをして、決して許されないからなあ、俺のお前に対する報復を楽しみにしとけよ！」「[]からお前がうちに来たという事でこさせただけで、お前見たいな仕事ができない奴はいらないぞ、能無し男」といった内容のほか、別紙4-2のようなメッセージを送付した。

(4) 岩田氏に対する暴言等

福村氏は、岩田氏に対して、「本当にお前は馬鹿だなあ、税理士ともあろう人間が東証は、上場していて商いができることも知らないのか！」「臨時株主総会の段取りは全て終わりその日を待つだけになったからなあ、俺がこうなる事は俺が大株主だからわかっていたはずだろう、3年実刑を食らってその後の人生もない、家族の人生もなくなり大変だなあ」といった内容のほか、別紙4-3のようなメッセージを送付した。

(5) 福村氏の言動に対する評価

ア 違法性の判断基準

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律30条の2第1項によれば、パワーハラスメント（以下、「パワハラ」という）とは、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されること」と定義されており①から③の要件を全て充たした場合に違法なパワーハラスメントとなる。

これらは、あくまで労使関係の中で、事業主が防止措置を行うべきパワハラ概念範囲を画したものであり、取締役間の関係性に必ずしも直接適用されるものではない。もともと、上記の定義は、人格権侵害行為に対する不法行為責任等が問われた裁判例の積み重ねの中で、いかなる行為を違法とすべきかとの観点から形成されてきた概念であり、労使関係に限

¹⁴ 福村氏が送信したメッセージには誤字と思われる箇所があるが、送付されたメッセージのまま記載する。

らずとも、上記定義類似の人格権侵害行為が許されることは論を俟たず、取締役間であっても相互の人格権が尊重されるべきことは当然である。実際に、取締役に対するパワハラを認めたと評価される裁判例（福岡地判令和4年3月1日）も同様の枠組みでパワハラ（違法性の判断）を行っている。

そこで本調査では、福村氏の言動の違法性について、上記の法律上の定義を参考に、取締役会のパワハラを「取締役間において①優越的な関係を背景とした言動であって、②取締役としての業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③取締役の業務執行環境が害されること」と定義し、当該要件を充足した場合、違法なパワハラ行為と認定した。

イ 「①優越的な関係」の認定

福村氏が代表取締役であった2024年8月23日までは、福村氏は代表取締役かつ議決権の40%近くを保有する筆頭株主であることから、他の取締役に対して「優越的な関係」にあった。

福村氏が平取締役となった2024年8月23日以降については、福村氏は、引き続き議決権の40%近くを保有する筆頭株主であり近く株主総会の開催を示唆していること、下岡氏は長年の間、福村氏の絶対的な指示を受ける経理部長の地位にあったこと、福島氏は福村氏の意向を踏まえて当社に入社したこと、岩田氏と福村氏との年齢差等を考慮すれば、引き続き福村氏は他の取締役との関係において優越的な地位にあった。

ウ 「②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」か否かの認定

福村氏は、自己が懇意にすると述べる法律事務所や弁護士名まであげて逮捕、懲役年数、財産の没収、マスコミや ████████ を利用した情報の拡散等の害悪を告知し（類型①、③）、家族や親戚に対しても被害が及ぶことを告知すると共に（類型②）、「阿保」「死ね」等人格を否定するような暴言（類型⑤）を行い、自己が大株主であること・多額の資金を有することを背景にした取締役の解任、報酬の減額及び顧客を奪う等の営業妨害の告知（類型④）を行っており、当該発言等の意図は自己に賛同しないことに対する復讐目的であることはメッセージの内容から明らかで、一連の発言は感情の赴くままになされたものであり「業務上必要かつ相当な範囲」のものとは到底評価できない。

エ 「③業務執行環境が害される」の認定

福村氏の上記のようなメッセージの送付は、上記で列挙したもの以外もあり、その数は膨大となっており、他の取締役が業務上使用している携帯電話に多数、かつ、辛辣な内容のメッセージが送付された場合、業務執行環境が害されることも明らかである。

オ 小括

以上のとおり福村氏の言動は、取締役間において